

## 史料紹介 温泉津伊藤家所蔵湯役銀関係史料

本多 博之

温泉津の元湯「長命館」は、温泉津で最も古い歴史を持つ温泉宿であり、天然の源泉をそのまま使用する湯治場としてよく知られるが、それを経営する伊藤家には温泉津温泉関係の古文書が多数伝来している。とりわけ近世・近代の史料は豊富で、温泉津の温泉だけでなく、温泉津の町そのものの歴史についても政治・経済・社会・文化など多方面で、具体的に明らかにしてくれる。

この伊藤家所蔵史料は、石見銀山歴史文献調査団によって「伊藤家（温泉屋）文書目録」として既に目録化されており（以下、紹介する文書番号は目録番号による）、それによると、近世初期の原文書のほかに、中世から近世初期のまとまった湯役銀関係史料が数冊の写本の形で残されていることがわかる。しかし、これら史料について、これまで具体的に紹介されてきたことはなかった。

そこで今回は、伊藤家の膨大な史料群のうち、特に中近世移行期の湯役銀関係の史料について翻刻・紹介することにした。言うまでもなく、温泉津は石見銀山とともに戦国大名毛利氏の直轄支配を受けていた地域である。それが江戸幕府の支配でどのように変わったのか、すなわち何が継承され、何が断絶したのか、そうしたことをこれら史料が語ってくれるように思う。

史料を所蔵されている伊藤家には、二〇〇七年八月二日に石見銀山資料館館長仲野義文氏や藤原雄高氏と共にお訪ねし、関係史料を閲覧して写真撮影をおこなった。その際、ご当主の伊藤章介氏には格別のご高配を賜った。

ここに記して感謝の意を表したい。

翻刻作業は、湯役関係の原文書六点と、文書の写を多数収録した冊子五冊でおこなった。そのうち、冊子に収録されていた古文書の写については、一部を残し、計七十七点の古文書を年代順に並べて翻刻するとともに、五冊の冊子それぞれに収録された史料、そして原文書との対応関係がわかるように一覧表（表1）をあわせて作成した。

それでは、翻刻した史料について簡単に解説をしたい。

最初に掲載した原文書（六八五・六九五・六九六①②・六八一・六八〇号）は、近世初期の温泉津湯役銀関係の史料であり、全国的にもあまり例のない貴重なものである。なかでも、戦国大名毛利氏の支配から江戸幕府の支配に変わる過渡期にあたる慶長五年の文書（六八五号）は重要で、「吉岡家文書」の記述内容（湯役銀の額）と一致する部分が認められるなど、その史料価値はきわめて高い。

また、文書の写を多数収録した五冊の冊子（四六四・六四二・一六四二・一六四五・一六四六号）も、湯役銀の請取（受領書）を中心に構成され、永祿三年（二五五七）のものは検討を要するが、慶長二年（二五九七）以降のものは原文書があるなど、内容的にも問題はないと思われる。五冊のうち、六四二号・一六四五・一六四六号の三冊が比較的豊富な内容を持つが、そのうち一六四六号が最も多くの文書を収録している。ただ、文字表記が丁寧なものには六四二号であるため、今回の翻刻作業はこの冊子を底本とし、そこに収録されていない史料を他の冊子によって補う形でおこなった。

これら冊子に収録された古文書の写は、慶長二年（一五九七）から元禄五年（一六九二）までの長期にわたり、温泉津湯役銀の収納の様子を継続的に知ることができる点で重要で、そこには湯役銀を納める者・受けとる者、そ

してその内容や額の変遷など、興味深い事実が多数含まれており、湯役の実態を解明する上で第一級の史料と言える。ただ、他の関係史料と照合する作業を欠いているため、誤読の箇所も多々あると思われる。したがって、湯役銀に関する基礎的研究のたたき台としてまずは活用下さるようお願いばかりである。

### 凡 例

- 一、本史料は、温泉津伊藤家所蔵文書のうち、中近世移行期の原文書および湯役銀関係の冊子写本所収文書である。
- 一、史料の配列はいずれも編年順である。
- 一、史料の翻刻は、原則として新字としたが、史料の表記の通りとしたものもある。
- 一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞で用いられる者(は)・江(え)などは原形を残した。
- 一、史料の本文には、適宜、読点(、)や並列点(・)を加えた。
- 一、年欠の史料については、推定年(和暦、西暦)を示した。

### 原文書六点

六八五号

温泉津湯役

一銀四枚式十八匁也 高辻

内三十三匁三分三厘十一月十二日

分二引

残而三枚三拾六匁六分七厘未進

此内式枚十四匁 毛利殿へ納候也、  
引残壹枚廿式匁六分七厘為未進

以上

右者、為未進、当年中調可

申上者也、仍如件、

(慶長五、一六〇〇)

子ノ十一月晦日

三源藏(黒印)

岡作兵衛(黒印)

増左内(黒印)

茜屋惣兵衛殿

(端裏書)

彦坂

彦小形

(天久保)

大十兵衛

六九五号

覚

(黒印)

(黒印)

合銀四枚式拾目定 但壹枚別四拾五匁也

右者、温泉津湯屋役銀、寅年中分

之由候而、ひわたや新右衛門印判之まゝ、

吉隼取次二而、御公納、如件、

(慶長七、一六〇二)

寅拾月十二日

吉隼(花押・黒印)

増左代

何兵衛(花押)

宗弥右(花押)

湯屋の

惣兵へ殿

○「合」「四枚」「定」の部分に黒印が捺されている。

六九六号①

覚

(黒印)

銀合式百目定 但善嘉極印包ノ俣

大銀数巻ツにて納

右者、温泉津湯屋役辰ノ年中分、

吉右近取次ニ而、御公納、如件、

(慶長九、一六〇四)

辰九月十四日 増外記(花押)

今宗玄(花押)

吉右近(花押・黒印)

宗弥右(花押)

駒勘左衛門(花押)

あかねや惣兵へ殿

○「式百」の部分に黒印が捺されている。

六九六号②

請取申銀子之事

(黒印)

合拾六匁七分定

右者、辰ノ閏壱ヶ月分ニ、御役銀請取申所

如件、

(慶長九)

たつ

十二月十八日

宮田長左衛門(花押・黒印)

増外記内

東五郎兵衛(花押)

湯屋ノ

惣兵衛殿

○「合」の部分に黒印が捺されている。

六八一号

請取申銀子之事

合百三拾九匁之定 但善加判ノまゝ

右者、温泉津ゆや役銀にて、請取申所、如件、

(慶長十、一六〇五)

ミ)

七月十日

宮田長左衛門(花押・黒印)

福田四郎右(黒印)

ゆやノ

惣兵衛尉殿

六八〇号

請取申銀子之事

合百五拾壱匁者 大吹巻つ・小包巻つ

但判銀也

右者、温泉津巳ノ温屋役銀として

請取申所、如件、

(慶長十)

巳ノ

十二月十六日

宮田長左衛門 (花押・黒印)

利五郎左衛門 (黒印)

増左近内

東五郎兵衛 (黒印)

湯屋ノ

宗兵へとの

### 冊子写本所収文書

(六四二号を底本に一六四二・一六四五・一六四六号を参考に翻刻)

#### 1 請屋敷下札之事

一 銀百目定 湯役地錢共無滞

其年之請場江堅可調候者也、

此外諸役御公方事免者也、

一 諸給人ニも如前々、湯錢可取者也、

右條々、如件、

(一五六〇)

永祿三ノ八月二日 瑞應寺 判

武康 同

湯屋新左衛門尉殿

#### 2 一ゆ役銀式百目

但屋敷錢共

右之外、諸役御公方事、免申者也  
一侍・扶持人といふ共、例ゆせん可  
取者也、

児玉

武康 判

茜屋惣兵へ殿

#### 3 請取申湯役銀之事

合百二拾壹匁三分定 但やり共二

右者、湯屋為役半年分、請取所、

如件、

(慶長一、二五九七)

慶式六月廿八日 吉隼 判

今越 同

あかねや

惣兵へ殿

#### 4 請取湯役且納之事

合百目定

今内

慶式丁酉霜月十七日 木善六 判

吉内

角宗左 同

あかねや

惣兵衛殿 まいる

5 請取湯屋銀之事

合百弍十九文目定 但半年分

右者、ゆや宗兵衛且納、如件、

(慶長三、一五九八)

慶三六月廿八日 熱平 判

石喜右 同

吉左近 同

惣吉兵 同

6 屋敷 下札

合四文目定

右、為温泉津内茜屋惣兵衛地錢、年中

分相定所、如件、

(一五九九)

慶長四亥卯月廿八日

後

雅楽允判

高橋

五右衛門 同

宮廻 弥右衛門

植田 宗右衛門 判

長田 弥三右衛門 判

伊藤 惣右衛門

櫻村 又右衛門 同

青木

7 請取湯屋御役之事

合百目定 但六ヶ月分

右ハ、湯屋宗兵衛調之、

慶四六月廿八日

大木工 判

山弥三右 同

森田 又左衛門

平兵衛 同

8 相定湯役之事

合弍百目定 但地錢共二

右之前、可相調候者也、

(一六〇〇)

慶長五

卯月廿日

成君寺 判

飯彦兵 同

高市 同

茜屋

惣兵衛殿

9 請取申湯屋役之事

合百目定 但先半年分

板シテ弍枚十四匁也、

右者、湯屋宗兵衛、且納、如件、

慶五

六月廿八日 喜九郎右判

安次右同

中有右同

1 0 温泉津湯役

一銀四枚式十八匁也 高辻

内三拾三匁三分三厘十一月十二月

分二引

残而三枚三拾六匁六分七厘 未進

此内式枚十四匁 毛利殿江納候也

引残壹枚廿式匁六分七厘 為未進

以上

右者、為未進、当年中納可申

上者也、仍而如件、

子ノ十一月晦日 三源藏 判

岡作兵衛 同

増左内 同

茜屋惣兵衛殿

右書裏書ニ 彦小形 判

大十兵衛 同

1 1 請取申銀子事

合壹枚六匁者

但壹枚ニ付四拾三匁かけ也

右是ハ温泉津子ノ湯役銀之内うけ

取所、如件、

(慶長六、一六〇二)

丑ノ卯月十五日

三源印

岡作印

増左印

茜屋惣兵衛

1 2 請取申銀子之事

合銀拾七匁七分定

右ハ、温泉津湯屋子ノ未進銀調所 如件、

丑ノ七月十一日 岡宗喜印

ゆや

宗兵へ殿

1 3 御請申湯役之事

合銀百目定

右者、七月より極月迄ニ、御請申上候、湯錢

之儀者、如前々、取可申所 如件、

丑七月十三日 温泉津湯屋之

惣兵衛

三源様

増左様  
岡作様

1 4 覚

合銀四枚式拾目定 但老枚別四拾五匁也

右者、温泉津湯屋役銀、寅年中分之

由候而、ひわたや新右衛門印判之俵、吉隼

取次二而、御公納、如件

(慶長七、一六〇二)

寅極月十二日 吉隼判

増左代

何 兵衛同

宗弥右同

湯屋の

惣兵へ殿

1 5 覚

銀合式百目定 但善嘉極印包ノ俵

大銀教卷ツにて納

右者、温泉津湯屋役、辰ノ年中分

吉右近取次二而、御公納、如件

(慶長九、一六〇四)

辰九月十四日 増外記判

今宗玄同

吉右近同  
宗弥右同  
駒勘左衛門同  
あかねや惣兵へ殿

1 6 請取申銀子之事

合拾六匁七分定

右者、辰ノ閏老ヶ月分二、御役銀請取

申所、如件

(慶長九)

たつ

十二月十八日 宮田長左衛門判

増外記内

東五郎兵衛同

湯やノ

惣兵衛殿

1 7 請取申銀子之事

合百三拾九匁定 但善加判ノまゝ

右者、温泉津ゆや役銀にて請取申所、如件

(慶長十、一六〇五)

ミノ七月十日

宮田長左衛門判

福田四郎右同

湯やノ

惣兵衛尉殿

18 請取申銀子之事

合百五拾壹匁七厘 大吹壹匁小包壹匁

但判銀也

右者、温泉津巳ノ湯屋役銀として

請取申所、如件、

(慶長七)

巳ノ十二月十六日 宮田長左衛門判

利五郎左衛門 同

増左近内

東五郎兵衛 同

湯屋ノ

宗兵へとの

19 請取申判銀之事

合百四拾五匁定

右者、ゆの津湯屋役、午ノ正月より

半年分請取申所、如件、

(慶長十一、一六〇六)

午七月十日

宮長左衛門判

利五郎左衛門 同

休意老

20 請取申判銀之事

合百四拾五匁定

右者、温泉津湯屋役、午ノ七月より

半年分、請取申所、如件、

(慶長十一、一六〇七)

未卯月十三日

宮長左衛門判

利五郎左衛門 同

休意老

21 請取申銀子之事

合百四拾五匁定 但判銀也

右ハ、未ノ湯屋役銀、正月より同六月

迄請取申候、以上、

(慶長十三、一六〇八)

申ノ卯月四日

宮長左衛門判

休意老まいる

22 請取申銀子之事

合百四拾五匁定 但判銀也

右者、未ノ湯屋役銀、七月より同極月迄

分、請取申候、以上、

(慶長十三)

申ノ卯月四日

宮長左衛門判

休意老 まいる

23 請取申判銀之事

合百四拾三匁七分

右是ハ、申ノ半年分、ゆの津湯屋  
役請取申候、以上、

(慶長十三)

申八月十一日

官長左衛門判

利五郎左衛門

ゆや

休意公

24 請取申判銀事

合百四拾六匁三分也

右是ハ、申ノ半年分、ゆの津湯屋役  
請取申候、以上、

(慶長十三)

申ノ十二月廿九日

官長左衛門判

利五郎左衛門

ゆや

休意公

25 請取申判銀之事

合百四拾五匁六分

右是ハ、西ノ半年分、ゆの津

湯屋役請取申候、以上、

(慶長十四、一六〇九)

酉八月廿四日

官長左衛門判

利五郎左衛門

ゆや

休意公

26 請取申判銀之事

合百四拾四匁四分也

右是ハ、西ノ半年分、ゆの津湯屋役  
請取申候、以上、

(慶長十五、一六一〇)

戌後二月廿三日

官長左衛門判

利五郎左衛門

ゆや

休意公

27 請取申銀子之事

合百四拾四匁七分

判銀也

右者、ゆの津湯屋役、戌ノ半年分  
請取御公納申候、以上、

(慶長十五)

戌十月廿日

官長左衛門判

利五郎左衛

湯や

休意公

28 請取申銀子之事

合百四拾五匁三分定

右者、ゆの津湯屋、戌ノ役冬半年分

請取御公納申候、以上、

(慶長十五)

戊ノ十二月廿九日 宮長左衛門判

利五郎左衛門

休意公

29 請取申判銀之事

合式百九拾目定

右者、ゆの津湯屋役、亥ノ年中分

請取申候、以上、

(慶長十六、一六一)

亥極月廿九日 宮長左衛門判

利五郎左衛門

休意公

30 請取申御役銀之事

合式百九拾目者 但御判銀也

右者、ゆの津湯屋、子ノ年中分請取相

濟、銀山下屋敷御藏納申候、以上、

(慶長十八、一六二)

丑ノ三月五日

宮田長左衛門判

利五郎左衛門 同

湯や休意

31 卯年小請取判銀式百目分失

申候、為其入手形仕上ケ申候、若訴人

罷出申上候ハ、いケ様にも御撰作可被成候、

仍一筆如件

(慶長十八)

丑六月四日

湯屋休意

賀藤源四郎様

門乗助左衛門様

増嶋左内様

32 請取申湯屋役銀事

合式百九拾目定 但判銀也

右者、温泉津丑ノ湯屋役銀として請取

申候、銀山御藏納可申候、以上、

(慶長十八)

丑ノ極月廿八日

宮田長左衛門判

利五郎左衛門 同

湯屋休意殿

3 3 請取申銀子之事

合式百九拾目定 但判銀

此内百五拾目五分ハ利五郎左衛門手形前

右是ハ、温泉津寅ノ湯屋役銀、年中

分相済申候、慥ニ銀山御蔵納可申候、以上、

(元和元 一六一五)

卯正月五日 野口弁左衛門

樋口勝右衛門

伊藤休意老

3 4 請取申銀子之事

合式百九拾目定 但判銀

此内百五拾目五分ハ利五郎左手形前

右是者、温泉津寅ノ湯屋役銀年中分

相済申候、慥ニ銀山御蔵納可申候、以上、

(元和元)

卯正月十五日 野口弁左衛門判

樋口勝右衛門 同

伊藤休意老

○3 3と同じか。

3 5 請取申判銀之事

合式百四拾七匁分

右是ハ、ゆのつ卯ノ年分之ゆや

役之由候而、請取申候、重而勘定可申候、以上、

(元和元)

卯九月十八日 野口弁左衛門判

樋口勝右衛門 同

ゆやノ休意齋

3 6 うけ取申判銀之事

合式百四拾目定

右者、ゆのつ卯ノ年分、ゆや役之

由ニて、うけ取申候、此手形ニ而、重而

算用可申候、以上、

(元和元 一六一六)

辰三月十八日 野口弁左衛門判

樋口勝右衛門 同

ゆやノ休意齋

3 7 うけ取申銀子之事

合式百四拾八匁分者 但判銀

右是ハ、ゆのつ湯屋役、辰ノ年分之由、

うけ取申候、皆済之時、本手形ニ

引替可申候、以上、

(元和二五)

八月廿八日

樋口勝右判

野口弁左判

ゆのつ休意

3 8

うけ取申銀子之事

合式百九拾目者

但判銀

右是ハ、辰年分湯屋役之内、うけ取

申候、重而本手形ニ引替可申候、以上、

(元和三、一六一七)

巳五月十九日

野弁左判

ゆのつ

休意さま

3 9

請取申銀子之事

合式百九拾目者

但判銀

右是者、温泉津ゆや役、巳ノ年中分

之由請取申候、重而御蔵衆手形ニ引

替可申候、以上、

(元和三)

巳ノ極月廿八日

山尾六左衛門

野口文左衛門判

伊藤休意さま

4 0

うけ取申ゆや役銀之事

合式百目定 但判銀也

右是ハ、未の年中分、ゆや役銀として

うけ取申候、以上、

(元和六、一六二〇)

申八月五日

岩下惣大夫判

伊藤休意

4 1

うけ取申銀子之事

合式百目定 但判銀也

右者、申ノ年分、ゆや役として

うけ取申候、以上、

(元和七、一六二二)

西七月十三日

岩下惣大夫判

休意殿

4 2

請取申銀子之事

合式百目定 但判銀也

右是者、酉ノ年、湯屋役としてうけ

取申候、以上、

(元和八、一六二三)

戌五月十八日

岩下惣大夫判

伊藤休意殿

4 3 請取申銀子之事

合式百目定 但判銀也

右是ハ、戌ノ年湯屋役として

うけ取申所 如件

(元和九、一六三)

亥ノ三月朔日 岩下惣大夫判

伊藤休意

4 4 うけ取申判銀之事

合式百目 但判銀

右者、亥ノ年湯役之由、うけ取

申所 如件、

(寛永元、一六四)

子ノ三月十九日 岩下惣大夫判

休意殿

4 5 御正納申ゆ屋役銀之事

合銀百目定 但判銀

右者、温泉津子ノ年湯屋役銀御

正納申所、以上、

寛永元年甲

休意代

子十二月廿七日

与吉

岩下惣大夫との

右之分、御正納申上候、以上、 岩下惣大夫判

休意代

与吉殿

4 6 うけ取申銀札の事

合百目者 但判銀也

右ハ寅ノ年、ゆの津湯役銀之由、銀蔵へ被納

宗岡喜兵衛・小川嘉兵衛・田邊彦右衛門、寅ノ極月

廿八日札壹枚為御勘定、うけ取申候、若相違

之儀候ハ、何時も其方へ可申入候間、可為其時候、

(二六二七)

寛永四年卯

正月廿四日

吉岡有右衛門判

ゆやノ与吉殿

中西市兵衛同

4 7 うけ取申銀札の事

合百目定

右者、丑ノ年ゆのつ湯役銀、御蔵へ被納

宗岡喜兵衛・田平清右衛門・田邊彦右衛門、丑ノ

極月廿五日之札壹枚有御勘定、請取申候、

若相違之儀候ハ、何時も其方へ可申入候間、

可為其時候、以上、

(二六二八)

寛永五年辰ノ

吉岡有右衛門判

二月十二日 中西市兵衛

ゆやと吉殿

48 うけ取申銀札事

合百目者

右者、温泉津ゆやく銀、御蔵へ被納候由、宗岡喜兵衛・田邊彦右衛門・小川嘉兵衛、札壹枚為御勘定、うけ取申候、もし相違之儀候者、何時も其方へ可申入候、可為其時候、以上、

寛永五年辰ノ

吉岡有右衛門判

三月廿日

中西市兵衛同

ゆやと吉殿

49 請取申判銀之事

合七拾目者

右是ハ、辰ノ年ゆの津湯役銀之由、

御蔵納申候、以上、

(寛永六、一六二九)

巳六月十七日

宗岡喜兵衛

東源五郎

麻野忠兵衛

ゆやと吉殿

50 請取申判銀之事

合七拾目者

右是ハ、巳年ゆの津湯役銀之由、御

蔵納申候、以上、

(寛永六)

巳十二月廿三日

東源五郎

麻野忠兵衛

宗岡喜兵衛

ゆやと吉殿

51 覚

一銀三十目

辰ノ年餘り銀

一銀三十目

巳ノ年餘り銀

一銀拾目

午年之上

合七十目

但判銀也

右者、ゆのつ湯役、午年分相済申候、

辰より巳ノ年迄、百目ツ、手形持参

可被申候、何も引かへ可進之候、以上、

(寛永七、一六三〇)

午十二月十七日

三喜右衛門

ゆやと吉殿

52 請取申判銀之事

合七拾目者

右是ハ、午年ゆのつ湯役銀之由、

御蔵納申候、以上、

寛永七年

午十二月廿八日

ゆや与吉殿

宗岡喜兵衛判

東源五郎同

麻野忠兵衛同

5 3 請取申判銀之事

合七拾目者

右是者、未年ゆのつ湯役銀之由、

御蔵納申候、以上、

(二六三三)

寛永八年

未十二月廿七日

ゆやノ与吉殿

宗岡喜兵衛判

東源五郎同

麻野忠兵衛同

5 4 請取申判銀之事

合七拾目者

右是者、申年温泉津湯役銀之由、

御蔵納申候、以上、

(二六三三)

寛永九年申

宗岡喜兵衛判

十二月廿一日

三嶋忠三郎同

田邊彦右衛門同

ゆや与吉殿

5 5 請取申判銀之事

合七拾目者

右是者、温泉津酉年湯役銀之由、

御蔵納申候、以上、

(二六三三)

寛永十丙

十二月廿五日

ゆや与吉殿

宗岡喜兵衛判

三嶋忠三郎同

田邊彦右衛門同

5 6 請取申判銀之事

合七拾目者

右是ハ、温泉津戌年湯役銀之由、

御蔵納申候、以上、

(二六三四)

寛永十一戊

十二月廿二日

ゆや与吉殿

宗岡喜兵衛判

三嶋忠三郎同

田邊彦右衛門同

5 7 請取申判銀之事

合七拾目者

右是ハ、温泉津亥年湯役銀

之由、御藏納申候、以上、

(一六三五)

寛永十二亥

宗岡喜兵衛判

十二月廿四日

三嶋忠三郎

田邊彦右衛門同

ゆや与吉殿

5 8 請取申判銀之事

合式拾九匁老分七厘

右是ハ、温泉津湯役、子正月より五月迄

御役銀之由、御藏納申候、以上、

(一六三六)

寛永十三子

宗岡喜兵衛判

五月廿一日

三嶋忠三郎同

田邊彦右衛門同

ゆや与左衛門殿

5 9 請取申判銀之事

合四拾目八分三厘

右是ハ、温泉津子年湯役、子六月より

同十二月迄請銀之由、御藏納申候、以上、

寛永十三子

宗岡喜兵衛判

十二月十二日

三嶋忠三郎同

田邊彦右衛門同

ゆや与左衛門殿

6 0 請取申判銀之事

合七拾目者

右是ハ、丑年温泉津湯役銀之由、

御藏納申候、以上、

(一六三七)

寛永十四丑

宗岡喜兵衛判

十二月廿七日

三嶋忠三郎同

田邊彦右衛門同

ゆや与左衛門殿

6 1 あつかり申判銀之事

合七拾目定

右ハ、ゆのつ村湯役銀として

請取申候、但巳歳分也、以上、

(寛永十八、一六四二)

巳十二月十一日

石沢二兵衛判

ゆのつ

与左衛門殿

6 2 請取申湯役之事

合三拾三匁定 但判銀

右ハ、ゆのつ村湯や役ノ内、如此請取

申候、納次第一枚返合、引替可申候、

(寛永廿、一六四三)

未十二月十一日

石五郎兵衛判

ゆや与左衛門殿

6 3 請取申湯役之事

合三拾七匁定 但判銀

右ハ、ゆのつ村湯役ノ内、如此ニ請取

申候、重而一枚返合、引替可申候、以上、

(寛永廿)

未十二月十四日

石五郎兵衛判

ゆや

与左衛門殿

6 4 請取申銀子之事

合式拾壹匁三分三厘 但判銀

右ハ、ゆのつ村申年湯役銀之内、

定納としてうけ取申候、重而算用

可申候、以上、

(正保元、一六四四)

申十一月廿九日

石沢二兵衛判

ゆのつ

ゆや与左衛門殿

6 5 うけ取申銀子之事

合四拾八匁六分七厘定

右ハ、温泉津村申年湯役之由、

如此うけ取申候、重而算用いたし

二兵衛札ニ引替可申候、以上、

(正保元)

申十二月十日

石沢五郎兵衛判

ゆや

与左衛門殿

6 6 うけ取申銀子之事

合七拾目定 但判銀

右者、温泉津村酉年湯役之由、

如此うけ取申候、重而二兵衛札引替

可申候、以上、

(正保一、一六四五)

西十二月朔日

石五郎兵衛判

ゆや

与左衛門殿

6 7 請取申戌ノ年ゆや役銀之事

合七拾目者 但判銀也

右者、戌ノ年ゆ役銀として

請取申候、以上、

(一六四六)

正保三年戌ノ

十二月七日

ゆやノ

与左衛門殿

西村五兵衛判

68 請取申判銀之事

合七拾目定

右者、亥年温泉津湯役銀之由、

御蔵納申候、以上、

(一六四八)

正保五年子

閏正月十一日

中西惣左衛門

三嶋四郎左衛門判

小瀧半兵衛同

湯や与左衛門殿

69 うけ取申判銀之事

合七拾目定

右者、温泉津子年湯役銀之由、

御蔵納申候、以上、

(一六四九)

慶安貳年丑

正月廿二日

三嶋四郎左衛門判  
小瀧半兵衛同  
中西惣左衛門同

ゆのつ湯や与左衛門殿

70 うけ取申判銀之事

合七拾目定

右者、温泉津丑年、湯役銀之由、

御蔵納申候、以上、

(一六四九)

慶安貳年丑

十二月廿七日

小瀧半兵衛判

三嶋四郎左衛門同

中西惣左衛門同

湯や与左衛門殿

71 請取申判銀之事

合七拾目定

右者、温泉津卯年湯役銀之由、

御蔵納申候、以上、

(一六五二)

慶安四年卯

十二月廿七日

勢一十郎左衛門判

三嶋四郎左衛門同

中西惣左衛門同

与左衛門殿

7 2 請取申銀子之事

合三拾五匁定

右是者、辰年温泉津湯役

銀之由、御藏納申候、以上、

(一六五)

承応元年辰

十二月廿七日

丸茂少助判

三嶋四郎左衛門 同

勢二十郎左衛門 同

ゆのつ少兵衛殿

7 3 納申湯役之事

合三拾五匁定

右者、ゆのつ申年湯為役、御藏

納仕候、以上、

(一六五)

明暦貳年申

十二月七日

ゆや庄兵衛判

三嶋四郎左衛門殿

丸茂少助殿

吉岡有右衛門殿

勢二十郎左衛門殿

7 4 御理り申上候

一温泉津湯屋ゆ舟壱つ 殿様御留

置被為成候、御理り被為仰上、御赦免

被為成被下候者、難有可奉存候、以上、

(万治元 一六五八)

戊ノ十月

ゆや勝□

浅井忠左衛門殿

岡宗左衛門殿

7 5 納申判銀之事

合三拾五匁定

右者、戌年温泉津湯役銀、如此

納申上所、如件、

万治元年戌

閏十二月十七日

長二郎左衛門

丸茂庄助殿

吉岡有右衛門殿

三嶋四郎左衛門殿

ゆや庄兵衛

7 6 大森屋敷より湯入越候節者、此判形

可遣候、定り之湯銭取之入可申候、判

形持参無之者、湯銭出シ候共、一切入

申間敷候、為其印判指置候、已上、

(天和三、一六八三)

亥正月 由比長兵衛在判

湯屋庄兵衛

7 7 御請申湯役之事

一判銀六拾目

右者、温泉津村、当申年為湯役、御  
請申処実正也、仍如件、

(二六九)

元禄五年申正月 温泉津村湯屋

庄兵衛

御奉行所

表1 伊藤家所蔵湯役銀関係史料一覧(戦国時代~江戸時代前期)											
	和暦	西暦	支	月日	内容	642号	1645号	1646号	1644号	1642号	備考
1	永祿3	1560	申	8月2日	屋敷下札	○	○	○	○		要検討(663号参照)
2	欠			欠	屋敷下札	○	○	○			要検討
3	慶長2	1597	酉	6月28日	湯役銀請取	○	○	○	○	○	
4	慶長2	1597	酉	11月17日	湯役銀請取	○	○	○	○	○	
5	慶長3	1598	戌	6月28日	湯役銀請取	○	○	○	○		
6	慶長4	1599	亥	4月28日	屋敷下札		○	○	○		
7	慶長4	1599	亥	6月28日	湯役銀請取	○	○	○	○		
8	慶長5	1600	子	4月20日	湯役銀定	○	○	○	○	○	
9	慶長5	1600	子	6月28日	湯役銀請取	○	○	○	○		
10	慶長5	1600	子	11月30日	温泉津湯役納未納注進状	○	○	○		○	原文書あり(685号)
11	慶長6	1601	丑	4月15日	湯役銀請取			○		○	
12	慶長6	1601	丑	7月11日	湯役銀請取			○		○	
13	慶長6	1601	丑	7月13日	湯役銀請取			○			
14	慶長7	1602	寅	12月12日	湯役銀納覚	○	○	○		○	原文書あり(695号)
15	慶長9	1604	辰	9月14日	湯役銀納覚	○	○	○		○	原文書あり(696号①)
16	慶長9	1604	辰	12月18日	湯役銀請取	○	○	○			原文書あり(696号②)
17	慶長10	1605	巳	7月10日	湯役銀請取	○	○	○			
18	慶長10	1605	巳	12月16日	湯役銀請取	○	○	○			原文書あり(680号)
19	慶長11	1606	午	7月10日	湯役銀請取	○	○	○			原文書あり(681号)
20	慶長12	1607	未	4月13日	湯役銀請取	○	○	○			
21	慶長13	1608	申	4月4日	湯役銀請取	○	○	○			
22	慶長13	1608	申	4月4日	湯役銀請取	○	○	○			
23	慶長13	1608	申	8月11日	湯役銀請取	○	○	○			
24	慶長13	1608	申	12月29日	湯役銀請取	○	○	○			
25	慶長14	1609	酉	8月24日	湯役銀請取	○	○	○			
26	慶長15	1610	戌	閏2月23日	湯役銀請取	○	○	○			
27	慶長15	1610	戌	10月20日	湯役銀請取	○	○	○			
28	慶長15	1610	戌	12月29日	湯役銀請取	○	○	○			
29	慶長16	1611	亥	12月29日	湯役銀請取	○	○	○			
30	慶長18	1613	丑	3月5日	湯役銀請取	○	○	○			
31	慶長18	1613	丑	6月4日	判銀紛失			○			
32	慶長18	1613	丑	12月28日	湯役銀請取	○	○	○			
33	元和元	1615	卯	1月5日	湯役銀請取				○		1月15日の誤りか
34	元和元	1615	卯	1月15日	湯役銀請取	○	○	○			33と同じものか
35	元和元	1615	卯	9月18日	湯役銀請取	○	○	○			
36	元和2	1616	辰	3月18日	湯役銀請取	○	○	○			
37	元和2	1616	辰	8月28日	湯役銀請取	○	○	○			
38	元和3	1617	巳	5月19日	湯役銀請取	○	○	○			
39	元和3	1617	巳	12月28日	湯役銀請取	○	○	○			
40	元和6	1620	申	8月5日	湯役銀請取	○	○	○	○		
41	元和7	1621	酉	7月13日	湯役銀請取	○	○	○			
42	元和8	1622	戌	5月18日	湯役銀請取	○	○	○	○		
43	元和9	1623	亥	3月1日	湯役銀請取	○	○	○			
44	寛永元	1624	子	3月19日	湯役銀請取	○	○	○			
45	寛永元	1624	子	12月27日	湯役銀納	○	○	○			
46	寛永4	1627	卯	1月24日	湯役銀請取	○	○	○	○		
47	寛永5	1628	辰	2月12日	湯役銀請取	○	○	○	○		
48	寛永5	1628	辰	3月20日	湯役銀請取	○	○	○	○		
49	寛永6	1629	巳	6月17日	湯役銀請取		○	○	○		
50	寛永6	1629	巳	12月23日	湯役銀請取			○			
51	寛永7	1630	午	12月17日	覚		○	○			
52	寛永7	1630	午	12月28日	湯役銀請取	○	○	○			
53	寛永8	1631	未	12月27日	湯役銀請取	○	○	○			
54	寛永9	1632	申	12月21日	湯役銀請取	○	○	○			
55	寛永10	1633	酉	12月25日	湯役銀請取	○	○	○			
56	寛永11	1634	戌	12月22日	湯役銀請取	○	○	○			
57	寛永12	1635	亥	12月24日	湯役銀請取	○	○	○			
58	寛永13	1636	子	5月21日	湯役銀請取	○	○	○			
59	寛永13	1636	子	12月12日	湯役銀請取	○	○	○			
60	寛永14	1637	丑	12月27日	湯役銀請取	○	○	○			
61	寛永18	1641	巳	12月11日	湯役銀請取	○	○	○	○		
62	寛永20	1643	未	12月11日	湯役銀請取	○	○	○	○		
63	寛永20	1643	未	12月14日	湯役銀請取	○	○	○	○		
64	正保元	1644	申	11月29日	湯役銀請取	○	○	○			
65	正保元	1644	申	12月10日	湯役銀請取	○	○	○			
66	正保2	1645	酉	12月1日	湯役銀請取	○	○	○			
67	正保3	1646	戌	12月7日	湯役銀請取	○	○	○			
68	正保5	1648	子	閏1月11日	湯役銀請取	○	○	○			
69	慶安2	1649	丑	1月22日	湯役銀請取	○	○	○			
70	慶安2	1649	丑	12月27日	湯役銀請取	○	○	○			
71	慶安4	1651	卯	12月27日	湯役銀請取	○	○	○			
72	承応元	1652	辰	12月27日	湯役銀請取	○	○	○	○		
73	明暦2	1656	申	12月7日	湯役銀納覚	○		○	○	○	
74	万治元	1658	戌	10月				○			
75	万治元	1658	戌	閏12月17日	湯役銀請取				○		
76	天和3	1683	亥	1月				○			
77	元禄5	1692	申	1月	湯役銀請取			○		○	